

愛媛大学未来価値創造機構 I R 室設置要項

〔 令和 7 年 7 月 9 日
制 定 〕

(趣旨)

第 1 条 この要項は、愛媛大学未来価値創造機構（以下「機構」という。）規則第 8 条第 2 項の規定に基づき、愛媛大学未来価値創造機構 I R 室（以下「I R 室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 I R 室は、機構の業務を円滑に進めるとともにその有効性を高めることを目的とし、特に、機構規則第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる「本学の戦略的運営に資する構想に関すること」を検討するにあたっては、中心的役割を担うものとする。

(業務)

第 3 条 I R 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 戦略的な大学運営に資するデータの収集、分析
- (2) 実データに基づいた本学の状況分析
- (3) 国、自治体、経済界、地域等の今後の動向や施策に関する情報収集
- (4) その他機構の業務運営に資する調査、分析

(組織等)

第 4 条 I R 室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 室員
 - ア 機構長が指名する機構の専任教員又は兼任教員 若干人
 - イ 総務部評価 I R 課の職員
 - ウ その他機構長が必要と認めた職員
- 2 室長は、機構長が指名する機構規則第 4 条に掲げる職員をもって充てる。
- 3 第 1 項第 2 号ウの室員は、機構長が当該職員の所属する部局等の長の同意を得て委嘱する。

(任期)

第 5 条 室長及び前条第 1 項第 2 号ア及びウの室員の任期は、機構長の任期の末日を超えることはできないものとする。ただし、再任は妨げない。

(職務)

第 6 条 室長は、I R 室に関する業務を掌理する。

- 2 室員は、室長の指示のもと、I R 室の業務を処理する。

(雑則)

第 7 条 この要項に定めるもののほか、I R 室に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。